

加古川市上下水道局すいどう出前講座実施要綱

平成15年4月1日
管 理 者 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道局（以下「局」という。）が水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の重要な制度・政策について、上下水道利用者及び市民（以下「お客様」という。）に情報提供を図り、局の諸活動をお客様に説明する「すいどう出前講座」（以下「出前講座」という。）を行うことにより、お客様の上下水道事業に関する理解を得るとともに、幅広い参画を推進し、局とお客様のパートナーシップに基づく上下水道事業の発展に資することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座は、お客様、学校、町内会、各種団体並びに事業者及びその従業員で5名以上が集まる団体及びグループ（以下「学習団体」という。）を対象に行うものとする。

(開催日時等)

第3条 出前講座の開催日は、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する休日を除いた日とする。

2 出前講座の開催時間は、午前9時から午後5時までの間で、1講座2時間までとする。

3 前2項の規定に関わらず、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、学習団体との協議により、規定外の日時及び時間を延長しての開催をすることができる。

(開催場所等)

第4条 出前講座の開催場所は、原則として市内の公の施設、地区集会所その他の施設とする。

2 前項に定めるもののほか、管理者が適当と認める施設は、出前講座の開催場所として利用することができる。

(施設の確保等)

第5条 前条に規定する出前講座の開催場所の確保は、受講しようとする学習団体の責任において行わなければならない。

2 受講当日の運営及び進行は、当該学習団体において行うものとする。

(内容)

第6条 実施する出前講座の内容は、管理者が定めるものとする。

(申込)

第7条 出前講座を申し込もうとする学習団体の代表者は、あらかじめ内容を協議し、開催日の1ヶ月前までに「出前講座申込書」を管理者に提出するものとする。

(決定通知)

第8条 管理者は、前条の規定による申込みがあった日から起算して15日以内に、申込者に対して「出前講座決定通知書」により通知するものとする。

(受講の制限又は取消し)

第9条 管理者は、申込者若しくは受講の承認決定を受けた者又は当該学習団体の構成員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の受講を承認しない決定をし、又は既に承認決定の通知書を発していた場合は、これを取り消すこと

ができる。

- (1) 勉強会等の開催が政治若しくは宗教又は営利に係わる活動を目的としているとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) その他この要綱の目的に反し、上下水道事業及び地方自治の意識の醸成又は向上を阻害するおそれがあるとき。

(報告)

第10条 出前講座を実施したときは、当該担当職員は、出前講座報告書により報告するものとする。

(講師料)

第11条 出前講座に派遣する職員の講師料は、無料とする。

(費用負担)

第12条 職員を出前講座の講師として派遣するために要する費用（資料の作成に要する費用を含む。）は、局が負担する。

2 次に掲げる受講に要する費用は、当該学習団体の負担とする。

- (1) 施設借上料（当該施設の備品使用料を含む。）
- (2) 技能の習得を目的とする種目における原材料購入費
- (3) 有償資料代

3 局は、第9条の規定による取消しの決定を行った場合において、当該学習団体が既に前項に掲げる費用の一部又は全部を支出していたとしても、一切の責めを負わないものとする。

(職員の責務)

第13条 局職員は、この要綱の目的達成のために、最大限の配慮をしなければならない。

(取扱事務)

第14条 出前講座に係る事務局は経営管理課が行うものとする。

2 出前講座の実施にあたっては、経営管理課と連携のうえ、当該担当課の職員が対応する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。